

# 債務者が異議をとどめないでした指名債権譲渡の承諾と 譲受人の主観的要件

中山実郎\*

## A Study on the Supreme Court Judgment of June 1, 2015

Jitsuro Nakayama\*

### Abstract

On 1 June 2015, the Supreme Court issued an important decision. This was on the interpretation of the Civil Code 468, paragraph 1. The content of this judgment deliberated on breaking of the defense. The Supreme Court made an important decision on the requirements for those who are subject to claims. Many lawyers have discussed this issue for a long time. Because I had a strong interest in this ruling, I studied a number of past decisions and theories relevant to this judgment.

### キーワード

債務者が異議をとどめないでした承諾 抗弁切断の効果 観念の通知 禁反言  
公信用説 譲受人の主観的要件 譲受人の善意無過失 抗弁事由の存在 利息制  
限法違反 旧貸金業法43条1項 みなし弁済規定の適用 債権取引の安全 債務  
者の保護 債務者の帰責性 譲受人・債務者間における利益の均衡

### はじめに

民法468条1項前段は、指名債権譲渡につき、債務者が異議をとどめないで承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができないとする。同項における譲受人の保護要件については、異議をとどめないでした承諾による抗弁の切断が譲受人の利益を保護し、債権取引の安全を図るため法律が付与した効果であり、したがって、悪意の譲受人をこの枠外に置き、譲受人の善意を求めることは既に判例の示すところであり、一般的な理解ともなっている<sup>1)</sup>。ここで問題となるのは、譲受人が当該抗弁の対抗を遮断するためには、善意に加えて無過失まで必要かどうか

---

\* なかやま じつろう：大阪国際大学グローバルビジネス学部非常勤講師（2017. 11. 29 受理）

かということである。

最二判平成 27.6.1（民集 69 卷 4 号 672 頁・以下「本判決」という）は、債権譲渡の通知を受けた債務者が異議をとどめないで承諾した場合における譲受人の主観的要件について、譲受人は善意であれば重過失さえなければ抗弁切断の効果を享受することが許されるのか、それとも無過失まで要求するのかという残された問題に対して、債務者が当該通知を受けるまでに譲受人に対抗できる抗弁事由が存在したことを譲受人が知らなかったことに関し、過失があったときには、抗弁切断の効果は生じないとする判断を最高裁として初めて示した判決となっている。

悪意の譲受人については、前掲<sup>1)</sup>最二判昭和 42.10.27 が、異議をとどめないでした承諾による抗弁切断の効果は「債権譲渡人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が付与した法律上の効果と解すべきであって、悪意の譲受人に対しては、このような保護を与えることを要しない」との判断を示していた。また、学説においては、異議をとどめないでした承諾による抗弁切断の効果を与える譲受人に、善意に加えて無過失まで求めるかについて、見解は分かれていたが、異議をとどめられなかったという外観への信頼を保護するという趣旨などを根拠に、近時は無過失を要するとの見解が有力となっている<sup>2)</sup>。

本判決は債務者が異議をとどめない承諾をしても、譲受人に過失がある場合には債務者が有する抗弁は切断されない旨を初めて明示したことに意義があると考えられる。そこで、本稿では、民法 468 条 1 項前段の解釈を巡り、債務者が異議をとどめない承諾をした場合において、抗弁切断の効果が生じるために要する譲受人の主観的要件、これまで最高裁判決が未出となっていた問題について、最高裁が初めて見解を明らかにした点に注目し、判決内容を分析するとともに、関係する判例および学説を検討する。

## I 民法 468 条 1 項前段の規定について

### 1. 民法 468 条 1 項前段の趣旨

貸金業者との金銭消費貸借契約において、借主が旧利息制限法 1 条 1 項所定の制限利率を超える利息約定に基づいて支払われた部分（以下「制限超過部分」という）について、判例は旧貸金業法 43 条 1 項規定の要件を充たすことができず、結果、有効な支払いとみなされない場合は、当該制限超過部分は元本に充当されるため、残存元本額は減少するとしている<sup>3)</sup>。

ところが、民法 468 条 1 項前段は、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができないとする。ここで、当該貸金債権が譲渡される際に、債務者がそれに異議をとどめない承諾をした場合に、債務者は譲受人に対して元本充当による残存元本額の減少をなおも主張できるかが問題となる。

そもそも、民法 468 条 1 項は、ボワソナードが当時のフランスの少数説に沿って作成し

た草案に由来するものとされ<sup>4)</sup>、同草案において、承諾に公正証書または確定日付ある証書を要求することにより、承諾自体に重みを与え、その結果、軽々な承諾によって債務者の負担が増加しないよう、保護の均衡を図るための配慮がなされていた。しかし、その後、現行民法 467 条 1 項により承諾の方式が緩和されたため、その均衡が崩れて、譲受人に過度に有利になっているとの批判を招くこととなった<sup>5)</sup>。

そのため、この民法 468 条 1 項の規定は、債務者保護の観点から妥当ではないなどとして、今般の債権法改正により全部削除されることとなった（民法の一部を改正する法律案 2017.5.26 可決成立）。したがって、本判決との関係については、先例としての存在意義はそう長くはないとの評価もできようが、債権法改正後においても同種の問題解決への枠組みを構築する際の貴重な手掛かりとして位置付けられよう<sup>6)</sup>。

## 2. 判例関係

債務者が異議をとどめないでした承諾による抗弁切断の法的性質について、判例は初期の段階では、債務者は主張できる抗弁があるにもかかわらず、譲受人に対して主張しなかったことから、これを抗弁権の放棄（抗弁権放棄説）あるいは抗弁のない債務を引き受けたという債務承認の意思表示（債務引受・意思表示説）と解し、債務者側に比重を置くことで、敢えて譲受人の主観的態様は問題とせず、結論として、譲受人が悪意の場合でも、抗弁権喪失の効果が生じると考えていた<sup>7)</sup>。

しかし、大判昭和 9.7.11（民集 13 卷 1516 頁）は、民法 468 条 1 項の趣旨を「譲渡承諾ナル観念表示ニ恰モ有効ニ存在セル瑕疵ナキ債権ノ譲渡ト均シキ効力ヲ付シタルモノ」と解して、同項所定の承諾は、債務者が債務の承認や抗弁を放棄する旨の意思表示をしなくても、債権譲渡の事実を単に承認、いわゆる観念の通知で足りるとの理解を示した。加えて、同項の前段により保護される譲受人は、「瑕疵アル事実ヲ認識セサル所謂善意者ニ限ルヘキ」と、悪意の譲受人は保護されない旨明言し、異議をとどめない承諾による抗弁切断の効果を取引の安全を重視する観点から認める方向へと転じている。

この立場は、前掲最二判昭和 42.10.27 および最二判昭和 52.4.8（最判集民事 120 号 421 頁ただし旧貸金業法制定前の判決）にも踏襲され、以後の下級審判例の流れとなっている<sup>8)</sup>。そのため、学説も異議をとどめないでした承諾は、債務者からの異議ないことの積極的な表示や、対抗することができる事由の存在を知っていたことも必要としない旨主張するものもみられた<sup>9)</sup>。

そして、最三判平成 8.6.18（最判集民事 179 号 331 頁）は、債務者が異議をとどめた承諾書面を準備していたにもかかわらず、誤って異議をとどめない承諾をする旨記した書面を交付してしまった事案で、債務者の錯誤による無効を認容している<sup>10)</sup>。この判断に対して、仮に債務者が異議をとどめない承諾をした後に、錯誤により無効にできるのであれば、債務者の保護に傾き過ぎ、民法 468 条 1 項の意義は大幅に後退することになってしまい、債務者が抗弁の主張が可能であるにもかかわらず、抗弁は存在しないと勘違いしても、それは動機の錯誤に過ぎず、したがって、そのリスクは異議をとどめないで承諾した債務者

の負担に帰すべきであるとの批判がある<sup>11)</sup>。

また、最三判平成 9.11.11 (民集 51 卷 10 号 4077 頁) は、違法な賭博行為による債権の譲渡につき、債務者が異議をとどめないで承諾した事案において、公序良俗違反に基づく当該債権の無効を理由に、譲受人に対して債務者が履行を拒むことを認めた。このように、判決は違法性の強い債権譲渡の場合は、それを禁ずる法律上の要請は債権譲受人の利益保護のそれを上回るとの立場に立って、異議をとどめないでした承諾によりすべての抗弁が切断されるわけではないとの考えを明らかにした。たとえ、債務者が異議をとどめない承諾をした場合でも、民法 90 条無効の抗弁は切断しない旨を明言した最高裁の判断に対しては、仮にその承諾によって賭博行為という民法 90 条無効の主張が遮断されるとなれば、賭博行為を禁止する同条趣旨が潜脱されることになってしまう等の理由に基づいて、これに賛同するものが多い<sup>12)</sup>。

債務者は債権者に対し主張可能な抗弁を有していながら、敢えてそれをしなかったのであるから、債権譲渡の際に異議をとどめない承諾をした後に、その抗弁を主張することは、矛盾行為となり許されないとする考え (禁反言説) や、方式のない軽々な債務者の意思的行為に対する効果 (二重法定効果説) から、いわば異議をとどめない承諾をした債務者に対する制裁、あるいは債務者の異議をとどめない承諾を譲受人は抗弁のない債権譲渡と信頼することから、もはや債務者は譲受人に対する抗弁の主張は許されないとする、抗弁の切断を取引の安全を重視するといった譲受人側に比重を置く論理をもってすれば、譲受人の保護要件にまで言及する必要性は相対的に低下する。しかし、仮に債務者に対する制裁との考えを前提に検討するにしても、抗弁切断の効果を当該抗弁につき悪意の譲受人にまで認める必要があるか否かの議論については、譲受人と債務者との利益の均衡への配慮が求められよう<sup>13)</sup>。債務者が善意であった抗弁を援用しなかったことが法的制裁に値するかについて、これまで判例において明らかではなく、債務者の主観的態様をも含めて慎重に検討する必要がある<sup>14)</sup>。

## II 譲受人の主観的要件

### 1. 問題の所在

制限超過部分の元本充当による残存元本額の減少、あるいは消滅の抗弁が異議をとどめないでした承諾によって切断されるか否かという問題については、前記の通り、前掲大判昭和 9.7.11 が示した判断がその後の判例に踏襲され、譲受人の主観的要件に関して、いずれも譲受人が悪意であれば抗弁権は喪失しないとしている<sup>15)</sup>。

前掲最二判昭和 42.10.27 は、民法 468 条 1 項所定の趣旨に関して、「民法 468 条 1 項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果を認めているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果」との解釈を前提に、この利益を享受できる譲受人には、抗弁事由について悪意の

譲受人は含まれないと判示している。同判決事案は、建築請負契約における未完成部分の請負報酬請求権であることを譲受人が知っており、この場合に、債務者が異議をとどめない承諾をしても、その後に生じた請負人の債務不履行に基づく請負契約解除の抗弁を対抗できるとし、その理由として、反対給付義務が発生している以上、「債権譲渡時すでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していた」、そのことに譲受人が悪意であったことを挙げています。

この判決に対して、未だ債務不履行もない状況下で、しかも、将来解除するかもしれないという可能性の段階で、そもそも、債務者の承諾時に発生していない抗弁援用の予測は困難であろうし、承諾時にいちいち留保する必要も認められないのではとの疑問から、ここでは、むしろ異議をとどめないでした承諾により、解除の抗弁は遮断されていないと判断すべきとの批判がなされている<sup>16)</sup>。

そして、譲受人が保護される要件として、過失または重過失の有無の判断については、これらの判例はいずれも触れておらず、この点については、判例上残された問題となっていたところである<sup>17)</sup>。

## 2. 下級審裁判例

譲受人が善意でもなお重過失があれば抗弁は切断されないのか、この民法 468 条 1 項前段の適用により過失または重過失ある譲受人が保護されるか否かの問題を扱った下級審判例は複数みられるものの、判断については、無過失を要求するものと無重過失であればとするものとに分かれている<sup>18)</sup>。

東京高判平成 25.7.23（消費者法ニュース 102 号 287 頁）は、「民法 468 条 1 項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果を認めているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が付与した法律上の効果と解するのが相当であるから、債権譲受人が、抗弁事実を知っていたか、これを知らないことにつき過失がある場合には、このような保護を与える必要がないというべきである」と判断を示し、譲受人は善意であることに加えて無過失であることが必要とする考えを明らかにしている（後掲善意無過失説）。

つづく、東京高判平成 26.6.11（管見の限り公刊物未登載）も、「異議なき承諾に抗弁切断効（民法 468 条 1 項）が認められるのは、債権譲渡の安全を保護すべき異議なき承諾に公信力を与えた点にあり、抗弁の存在を知っていた又は知らないことにつき過失のある譲受人はかかる保護を与えるに値しないから、悪意又は有過失の譲受人については上記抗弁切断効による保護を受けないと解するべきである。」と、公信力説に拠った第 1 審判決を引用した上で、譲受人の保護要件につき、善意無過失であること求めている<sup>19)</sup>。

他方で、大阪高判平成 26.8.21（管見の限り公刊物未登載）、東京高判平成 25.8.28（消費者法ニュース 98 号 264 頁）は、いずれも譲受人の重過失を認めた事案として、本件の原審判断と同様に、後掲善意無重過失説を採用した裁判例と解されているが、軽過失ある譲受人が保護されるか否かについては明らかにしていない。

### 3. 学説

債務者が異議をとどめないでした承諾による抗弁の切斷が生じるために譲受人に求められる主観的態様について、学説は対立しており、過失または重過失ある譲受人が民法 468 条 1 項前段により保護されるか否かについて、これまで次の 3 つの説が主張されてきたが、いずれの見解も、債権取引の安全と債務者の保護という要請をどのように一致させるかとの観点に拠っており、善意であることに加えて無重過失で足りるか、それとも無過失まで要求されるべきかという争いとなっている。

#### 1) 善意説

民法 468 条 1 項前段の適用について、譲受人は善意であれば足り、過失があったとしても保護され得る考え方、異議をとどめないでした債務者の行為態様を軸に、悪意あるいは悪意者と同視し得る重過失の譲受人との関係においてのみ抗弁切斷の効果を認めればよいとしている<sup>20)</sup>。具体的には、「468 条は、そもそも譲受人の態様から譲受人保護を導くものではなく、債務者の行為の評価に力点が置かれているのであるから、譲受人の要件としては善意のみを要求すればよい」とか<sup>21)</sup>、「債権譲渡の自由の拡大・保障という現代的要請のために、譲渡人の保護に重きを置くべきものと解すべきである。しかし、対抗しうべき事由につき悪意の譲受人までも保護すべき理由はないから、善意の譲受人に限るという要件を付加すべきである。」<sup>22)</sup>、といった説理を軸に、抗弁事由があるにもかかわらず、異議をとどめない承諾をした債務者が意思をもって関与した点や矛盾する行為を禁じる点から、債務者の帰責性を信義則違反あるいは禁反言に照らして、当該表示内容に応じた効果を認めるべきとする。

#### 2) 善意無重過失説

民法 468 条 1 項前段により保護される譲受人は、善意無重過失であることを要するとし、したがって、軽過失であれば保護すべきとする説で、例えば、「異議を留めない承諾によって作り出された外観は、全く一方的に債務者によるものであり、譲受人の保護に、彼の無軽過失まで要求することは妥当でない。悪意に準ずる重過失者のみを保護の範囲から除外すればよい。」とか<sup>23)</sup>、「承諾による抗弁喪失効の基礎は禁反言にあると考える私見からは、『善意・無重過失』の譲受人が保護されると考えたい。」や<sup>24)</sup>、「債権譲渡が例外的な法現象でないこと、債権譲渡の譲受人が債務者の異議を留めない承諾に瑕疵のない債権としての信頼を置くのは通常のことであって、譲受人が債務者の有しているかもしれない多様な抗弁事由について調査する注意義務を負っている…と解するのは無理があることなどから、無過失は必要でない、と解すべきものと思う。ただし、悪意に準じる重過失は保護の対象から除外してよい、と解する。」<sup>25)</sup>といった主張が展開されている。

このように、論拠は一様ではなく、抗弁の切斷という効果の重大性、債権取引の保護の

必要性、抗弁事由の多様性などを考慮した理論構築がなされているが、譲受人に抗弁事由個々の有無について調査する義務を課すことで、円滑な債権譲渡の実現を図るとの目的で一致する<sup>26)</sup>。

### 3) 善意無過失説

民法 468 条 1 項前段により保護される譲受人には、善意に加えて無過失であることが必要であるため、前説とは異なり軽過失の場合は保護されないと説く、近時における通説的見解である。

前掲大判昭和 9.7.11 が譲受債権の発生原因となる行為が無効であるという抗弁事由を債権の瑕疵と捉え、さらに公信力概念により基礎付けられた理論をもって<sup>27)</sup>、異議をとどめない承諾がなされたときは、譲受債権について、もはや債務者から抗弁が主張されることはないだろうという譲受人の信頼を軸に据え、債権取引の安全性を図る趣旨から、取引上一般に求められる注意義務を尽くしたにもかかわらず、抗弁事由を知り得なかった場合に限り、譲受人の保護を講ずればよいとする。

従前は、「譲受人の善意・無過失を要すると解すべきである。けだし、表見的なものへの信頼を保護する制度（公信の原則の適用）として当然だからである。」と、異議をとどめないでした承諾にいわば公信力を認めるべきとする見解が趨勢であったが<sup>28)</sup>、近時は公信力に言及しない説が有力となっている<sup>29)</sup>。例えば、「債務者がうっかり承諾してしまった場合に（純粋な観念の通知）、譲受人側に普通の注意をすれば債権消滅の事実が分かったはずだという事情（＝過失）があっても、債務者の非を責めて抗弁を喪失させることは、バランスを欠くのは明らかである。（中略）取引社会で行われる異議をとどめない承諾は、そのほとんどがうっかりした観念の通知と解されるから、無過失を要求する扱いの方が適切なのである。」とか<sup>30)</sup>、「指名債権が転々流通するのであれば、無過失の要求は流通を阻害するおそれがある（手形・小切手の場合は悪意者のみを排除している）。しかし、指名債権譲渡はそのような機能を果たしていないという認識を前提とすると、単なる承諾を行ったにすぎない債務者を保護する観点から、無過失を要求すべきであると思う。」や<sup>31)</sup>、「承諾行為により作出された基礎の上に成り立つ信頼を主張しうるためには、譲受人は善意無過失でなければならないと解すべきだということになる。」<sup>32)</sup>、また、「指名債権の流通保護の要請は手形等ほどには大きくないこと、指名債権譲渡の対抗要件としては通知の方が一般的に用いられるが、通知の場合には債務者は抗弁事由を保持する（468 条 2 項）のであり、債権譲渡の自由といってもその程度であること、承諾という対抗要件が用いられるときは譲受人にもそれなりの注意を求めてよいこと、債務者の異議をとどめない承諾による抗弁切断という極めて特殊な効果を積極的に広げるまでもないことから、善意無過失説をとりたい。」<sup>33)</sup>、さらに、「債務者のした承諾に比して、不利益が大きいことから（たとえば二重弁済）、譲受人には善意無過失を求めるべきであろう。譲渡は、債務者と無関係に行われており、過大な不利益を与えるべきではないからである。」<sup>34)</sup>等々、今は譲受人の信頼保護の正当性を強調するものが多い。

このように、実際に、譲受人は常に債務者が異議をとどめないでした承諾を信頼して債権譲渡に臨むわけではなく、債務者の承諾は必ずしも抗弁の切断に結び付かないはずとの指摘にもあるように<sup>35)</sup>、民法 468 条 1 項における信頼保護に関しては、無権利者からの権利取得を認めるものではなく、債権譲渡後の異議をとどめないでした承諾により、権利取得における信頼保護の問題とはなり得ないことをもって、改めて公信力概念から離れ<sup>36)</sup>、同項の趣旨を譲受人の信頼を保護する制度と理解する結果として、譲受人の無過失が要求されるとする<sup>37)</sup>。

また、「善意者保護の一般論からは無過失が要求されるべき」との理解を示した上で、「本問題に関しては、債務者が喪失する抗弁事由の内容に応じ、何についての善意あるいは無過失であるのかを勘案して決せられるべきものではなかろうか」と、債務者の帰責性は問題にせず、債務者に抗弁切断の効果を強いるのが妥当ではないと考えられる事情が認められる場合は、過失の程度を勘案した上で判断することになるとの見解が示されている<sup>38)</sup>。

これまでみてきたように、民法 468 条 1 項前段の趣旨は、債権譲渡における譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにあるとする立場に立った場合<sup>39)</sup>、譲受人が譲渡人に対抗可能な事由の存在を知らなかったとしても、このことに有過失であるときは、譲受人の利益保護に対する要請は低いものとなり、同項前段は債務者の承諾のみによって、抗弁権の喪失という重大な効果を生じさせることとの比較から、譲受人が通常の注意を払っていれば、当該事由の存在を知り得たと認められる場面にまで、上記効果を容認することは当事者間の均衡を欠くものとなる<sup>40)</sup>。

#### 4. 利息制限法違反との関係について

旧貸金業法（平成 18 年法律第 115 号 2 条による改正前のもの）43 条 1 項所定のみなし弁済規定が適用されるために、判例はこれまで厳格な要件の遵守を求めてきた<sup>41)</sup>。本件事案で争われている抗弁事由については、本件取引には、旧貸金業法 43 条 1 項の適用がなく、そのため、旧利息制限法（平成 18 年法律第 115 号による改正前のもの）1 条 1 項所定の制限超過部分の支払に関しては、利息債権の弁済とみなされないため、その部分が元本に充当され、結果として、元本債権額の減少もしくは消滅しているかという問題となる<sup>42)</sup>。

旧貸金業法 43 条 1 項は、利息制限法 1 条 1 項所定の上限を超えて債務者が貸金業者に利息を支払った場合に、支払が任意であること、弁済金の受領時に旧貸金業法 18 条 1 項が定める事項を記載した書面（受取書面・以下「18 条書面」という）を交付されていること等の要件を充たしたときは、有効な利息債務の弁済とみなすとしている。

支払の任意性について、判例は当初緩やかな解釈をとっていたが<sup>43)</sup>、第一判平成 11.1.21（民集 53 卷 1 号 98 頁）が貸金業者の預金口座への振込みによる制限超過部分の弁済に対しても、特段の事情のない限り、貸金業者は払込を確認した都度、直ちに 18 条書面を交付しなければならぬとの厳格な判断を示し<sup>44)</sup>、その後は、任意性の要件についても、厳格な判断を示すようになった<sup>45)</sup>。

さらに、前掲東京高判 25.7.23 は、「利息受領につき同項の適用があるとの認識を有して



おり、かつ、当該債権を譲り受けるに当たって十分な調査を遂げたにもかかわらず同項の適用がないことを認識し得なかったなど、そのような認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り」抗弁の切斷を認めないとしたように、利息制限法違反の貸金債権を譲り受ける者には、旧貸金業法 43 条 1 項所定の要件充足に関する調査義務が課せられると判示する<sup>46)</sup>。

また、旧貸金業法成立前の裁判例であるが、名古屋地判昭和 47.7.22（判タ 285 号 273 頁）は、利息制限法違反の貸金債権譲渡につき、債務者が異議をとどめない承諾をすることによって、抗弁が切斷されることは、制限超過部分を受領している債権者が、債権の第三者への譲渡によって、違法に得た利益を合法的に確保することにつながり、同法の立法精神に背く結果となると断じている。

なお、本判決との関係については、本件債権譲渡当時はみなし弁済の適用につき、判例が緩やかな解釈を示していた時期と重なるため、貸金業者の 18 条書面に関する実務感覚として、それほど厳格な対処を意識していなかった可能性がある<sup>47)</sup>。

### Ⅲ 本判決の検討

#### 1. 事案の概要

本件の事実関係の概要等は次のとおりである。

1) Xは平成 12 年 1 月 14 日から平成 14 年 2 月 27 日までの間、貸金業者である A との間で、継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という）をした。A は平成 14 年 2 月 28 日、貸金業者 B に対し、本件取引の貸金残債権の譲渡（以下「本件債権譲渡」という）をした。本件債権譲渡にかかる契約書には、本件取引に旧貸金業法 43 条 1 項の適用があることを前提に、上記貸金残債権はいかなる「抗弁」にも服することはない旨記載されていた。B は平成 15 年 1 月 1 日に、Y に吸収合併された。

2) 本件取引に旧貸金業法 43 条 1 項の適用があったとした場合、平成 14 年 2 月 28 日における貸金残債権の元本の額は、「46 万 2921 円」となっていた。他方、本件取引に同項の適用がないとしたときは、上告人の支払った制限超過部分は元本に充当され、その結果、同日における貸金残債権の元本の額は、「33 万 9579 円」に減少していた（以下、本件取引に旧貸金業法 43 条 1 項の適用がなく、制限超過部分の充当により元本が減少していたことを「本件事由」という）。

3) A および Y は平成 14 年 3 月 18 日頃、X に対し、貸金残債権の元本の額が「46 万 2921 円」である旨表示して、本件債権譲渡の通知をした。X は同月 21 日頃、Y に対し、異議をとどめないで本件債権譲渡の承諾をした。X は引き続き平成 24 年 11 月 19 日までの間、Y

との間で金銭消費貸借取引をした。

4) Xは本件取引には、旧貸金業法43条1項の適用がなく、Xは本件事由をもって、Yに対抗することができるとした上で、本件取引およびその後の取引における各弁済金のうち、制限超過部分を元本に充当すると、過払金が発生しているとし、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還等を求めた。

5) 第1審(名古屋地判平成26.1.17民集69巻4号681頁)は、債務者による債権譲渡の承諾は意思表示ではなく、観念の通知の性質を有するが、意思表示に関する錯誤の規定が類推適用される、Xの承諾は、実際には、33万9746円であったところ、譲渡通知書に記載された46万2921円の借入金債務が実際に存在すると誤信したことにより行われたものである、Xの錯誤は動機の錯誤であるが、動機が黙示的に表示されており、要素の錯誤に当たるとの理由を示し、Xの主張を認容、Xの承諾は錯誤により無効と判断して、譲渡の際の貸金残債権の元本額をみなし、弁済の適用がない場合の金額(実際の残債務額:33万9746円)として、過払金を算定するようYに命じた。

6) 1審判断に対して、原審(名古屋高判平成26.6.13民集69巻4号692頁)は、次の理由をもって、原判決を変更し、Xの請求を一部変更した。YにはAから本件債権譲渡を含む資産譲渡を受けるにあたって、契約当事者でもない第三者のXに対して、それまでYとはかかわりのないAとの取引について、Xが主張するように、利息制限法に従った引き直し計算をすれば、残債務額が著しく減少している可能性があることなどを告知すべき信義則上の義務があるとは認められず、Xの承認は、民法468条1項所定の異議をとどめない承諾に当たる。本件取引には、旧貸金業法43条1項の適用がないというべきところ、Yは同項の適用があることを前提に、本件債権譲渡を受けていた。そして、旧貸金業法43条1項の適用については、前掲最二判平成18.1.13等により、厳格な判断が示されるより前の本件債権譲渡当時、同判決よりも緩やかな解釈をとる裁判例や学説も相当程度存在したことは顕著な事実である。このような状況に照らせば、Yは本件事由の存在を知らなかったであり、このことに、重大な過失があったともいえず、Xは本件事由をもって、Yに対抗することはできない。弁論の全趣旨によれば、Xの承諾につき錯誤無効の主張を否定し、その他公序良俗違反等Xの主張をすべて斥けて、本件取引には旧貸金業法43条1項の適用がない(本件事由が存在する)ところ、Yは本件事由の存在を知らず、このことに重大な過失があったともいえないから、Xは本件事由をもってYに対抗することはできないとした。Yに譲渡の際の貸金残債権の元本額を異議なき承諾をした金額として過払金を算定し、元金および利息の支払を命じた。

7) Xは原審がYの重過失を否定した点に法令の解釈適用の誤り、審理不尽の違法がある等申し立て理由をもって、上告受理申立てした。本判決は、「債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を讓

受人が知らなかったとしても、このことについて、譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって、譲受人に対抗することができる」と判示した。そして、「本件取引では18条書面の交付が全くなく、このことはYにおいて知り得たものである」旨の主張をXがしていたということが出来るのに、原審は、この主張について、審理判断することなく、Yに重大な過失がないことを理由に、対抗を否定したなどとして、原判決中X敗訴部分を破棄し、同部分を原審に差し戻した。

## 2. 本判決要旨

民法468条1項前段は、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって、譲受人に対抗することができないとするところ、その趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある<sup>48)</sup>。

そうすると、譲受人において、上記事由の存在を知らなかったとしても、このことに、過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低いというべきである。実質的にみても、同項前段は債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって、譲受人に対抗することができなくなるという重大な効果を生じさせるものであり、譲受人が通常の注意を払えば、上記事由の存在を知り得たという場合にまで、上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものといわざるを得ない。

したがって、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて、譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって、譲受人に対抗することができる」と解するのが相当である。

原審としては、本件取引における18条書面の交付の有無や、仮に交付がなかった場合に、これをYにおいて知り得たか否かなどについて、審理判断をすべきことになるところ、原審は、これらの点について、審理判断することなく、単に弁論の全趣旨から、旧貸金業法43条1項の適用がなかったと判断した上、Yには重大な過失がないなどとして、Xは本件事由をもって、Yに対抗することができない旨即断したものである。

原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、上記の点等について、更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

## 3. 本判決の争点と意義

本件はXが貸金業者Aとの間で金銭消費貸借取引をし、AがXに対する貸金残債権を貸金業者B（後にYに吸収合併）に譲渡した後は、Yとの間で金銭消費貸借取引をしていた

ところ、Xの弁済金のうち、制限超過部分を元本に充当すると、過払金が発生しているとして、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還および法定利息の支払を求めた事案である。

問題は、Xには、Aに対抗することができた事由があったものの、AからYへの債権譲渡の際に、Xは異議をとどめない承諾をしていたことである。本件の争点は、このような承諾をしたXが、本件事由をもって、譲受人となったYに対抗することの可否であり、具体的には、民法468条1項前段により保護されるべき譲受人の主観的要件について、争われたものとなっている。

本判決は、民法468条1項が異議をとどめないでした承諾に抗弁切断の効果を付与したことを巡る論争に照らし、同項前段の趣旨は一般債権取引の安全保障であることを強調し、さらに、それが、「債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗できなくなるという重大な効果を生じさせる」という点を重視して、譲受人の過失の有無に、抗弁切断効果の判断基準を求めた点が注目される。

このような経緯の中、本判決は譲受人が抗弁事由の存在することを知らないことについて、有過失の場合にまで、抗弁切断の効果を認めることは、両者間における利益の均衡を欠くことになるとの考え方を前提に、結論として、譲受人は民法468条1項所定の抗弁切断の効果を享受できないとの解釈を示した。

したがって、本判決は、民法468条1項前段により保護される譲受人の主観的要件について、最高裁として初めて判断したものであり、理論上、実務上とも重要な意義を有すると評価される。

#### 4. 第1審判断について

本件第1審（名古屋地判平成26.1.17）は、異議をとどめないでした承諾に要素の錯誤があり、民法95条により無効であるとした解釈をもって、抗弁切断の効果を否定した。判決によれば、当該錯誤は動機の錯誤であるが、貸金業者の通知した債権額について、異議をとどめないで承諾する場合には、債務者は通知された金額の債権が存在するとの前提に立って承諾をしているので、表示された動機の錯誤として、本件承諾には要素の錯誤があり、無効になると結論付けている。

前掲最三判平成8.6.18は、異議をとどめないでした承諾は意思表示ではないが、要素の錯誤があれば無効と判示する<sup>49)</sup>。しかし、前記の通り、同判決は異議をとどめて承諾するつもりが、異議をとどめないで承諾をしてしまったという事案に対するものであり、本判決と事情は異なっている。しかも、自己の債務額を誤認しただけで、当該承諾が錯誤により無効となるとする解釈は、承諾は債務承認の意思表示ではないとする判例法理に反することにもなり、新たにその整合性に関する議論を招くきっかけともなりかねない<sup>50)</sup>。

本件では、債務者が承諾する時点で、旧貸金業法43条1項の要件が充足されていないため、みなし弁済規定は適用されず、その結果として、制限超過部分は元本充当されて残存元本額は減少していた。しかし、債務者がこの旨の抗弁を承諾の時点で援用するには、債

## 債務者が異議をとどめないでした指名債権譲渡の承諾と譲受人の主観的要件

務者自身が貸金業を巡る法律知識を備える必要があり、したがって、既に生じている抗弁であっても、承認時点で、債務者にそれを留保することが期待できない場面が多々想定されよう。こうした事情への配慮もあってか、債務者の落度に対する制裁の観点から、抗弁切断の効果を肯定するのは妥当ではなく、結論として、1審判決は錯誤無効の主張を容認したものと思われる<sup>51)</sup>。

### 5. 原審判断について

旧貸金業法 43 条 1 項が適用されるための要件として、支払の任意性、18 条書面の交付などが挙げられる。本件事案において、X は本件取引中に 18 条書面の交付がなく、このことは、Y も知り得た旨主張している。

この X の主張に対して、原審は、譲受人は善意無重過失であれば保護されるという考え方を前提に、本件取引時点において、Y は本件事由の存在を知らなかったことに重過失はないと判断している。

しかし、原審は、本件取引における 18 条書面交付の有無、仮に交付がなかった場合に、Y がこのことを知り得たか否かという Y の主観的事情について審理判断をしていない。この点、原審は、利息支払の任意性を巡って、期限の利益喪失約款は制限超過部分の支払を強制するためのもののだとして、みなし弁済規定の適用を排除した前掲最二判平成 18.1.13 の法理を援用して、「厳格な判断が示されるよりも前の本件債権譲渡当時、同判決よりも緩やかな解釈を採る裁判例や学説も相当程度存在したことは、顕著な事実である」と、当時の状況を踏まえた上で、Y の重過失は認められないとした。

しかし、前掲最二判平成 18.1.13 の事案は、債務者が制限超過部分の支払を遅滞したときには、当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下で、制限超過部分を支払った場合について、その支払は、原則として、旧貸金業法 43 条 1 項にいう任意性の要件を欠くとの判断を柱とするものである。そのため、18 条書面の記載に触れる部分はあるものの、基本的に支払の任意性につき、審理判断したものと位置付けからすれば、18 条書面の交付がなかった旨主張されている本件とは、係争の主点を異にするものと思われる。したがって、後に、最高裁はこの観点からも、原判決中 X 敗訴とした部分を破棄したものと考える。また、前掲最二判平成 18.1.13 以前であっても、貸金業者にとり、受取証書の交付が一度もなければ、みなし弁済規定の適用はないとの判断が働くことは容易に予想され、この点からしても、X が求める 18 条書面の交付の有無と、それに関する Y の認識の審理を尽くすよう改めて求めた最高裁判断は合理的といえよう<sup>52)</sup>。

### 6. 最高裁の判断について

本判決弁論の全趣旨によれば、X は、Y に対する請求に関し、抗弁の対抗可能性について、X の承諾は、民法 468 条 1 項所定の異議をとどめないでした承諾に当たらない、仮に該当したとしても、悪意または重過失の Y に対して抗弁できる、X がした承諾は要素の錯

誤があり、無効である、利息制限法の立法趣旨に照らし、制限超過部分が発生している貸付債権の譲渡における同部分の元本充当による債権消滅の効果は、譲受人の善意悪意を問わず対抗できる等、主張している<sup>53)</sup>。

本件事案の争点となる譲渡債権の抗弁の切断は、如何なる要件の下であれば認められるかという問題は、債権譲渡から生じる取引の安全と債務者保護という2つの要請をどう調和させるかという点に集約される。例えば、利息制限法違反の債権を譲り受けた者が悪意であったときは、制限超過部分の利息債権の弁済が違法無効となる危険を負うべきであろうし、他方、旧貸金業法43条1項所定の要件充足により、当該弁済が例外的に適法となるとの信頼への配慮も求められよう。

前掲最二判昭和42.10.27は、民法468条1項前段の趣旨は譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある旨判示している。この法理に従うとすれば、仮に譲受人において、本件事由の存在を知らなかった場合、このことに過失があるときには、譲受人の利益に対する保護の必要性は相応に低下することになる。実質的にみても、同項前段は債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をも、譲受人に対抗することができなくなるという、重大な効果を生じさせるものであり、そのため、譲受人が通常の注意を払えば、上記事由の存在を知り得たという場合にまで、上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものと理解される。

本判決はこのような判例法理を引用しつつ、債権取引の安全と異議をとどめないでした承諾による抗弁の切断という債務者が被る不利益、双方の調整に当たり、譲受人の過失を異議をとどめないでした承諾による抗弁切断の効果の要件とする判断基準をもって、善意無過失説と同様な考えを採用したものと思われる<sup>54)</sup>。

本判決が異議をとどめないでした承諾を信頼した譲受人保護の要請から、抗弁切断の効果における判断上の根拠を譲受人に対する無過失要件に求めたことについては、抗弁を巡るリスクを譲受人側に課すという立場を前提に、最高裁はその契機を債務者の錯誤無効ではなく、譲受人の無過失要件に託すという<sup>55)</sup>、いわば民法468条1項の例外的適用場面を創出したと評価できよう<sup>56)</sup>。これらの点に照らしても、Yの過失の有無について、明らかにする必要から、最高裁が18条書面の交付の事情を詳しく調べるよう差し戻した判断は妥当と考える<sup>57)</sup>。

## 7. 本判決の射程

本判決の意義は、債権の譲受人が民法468条1項前段の適用を受けるためには、同人が善意無過失であることを必要とする判断を最高裁が初めて明らかにした点にあるとされる。

ただし、判決の射程については、民法改正により、現行468条1項は削除されることになり、したがって、本判決は改正法施行前の事案のみにとって先例となることから、限定的に解すべきものとなるか、それとも、判決が対象となる譲渡債権の類型にまでは言及していないことなどから、本判決は一般論を展開するものと理解して、その射程を広く据え

るべきとするかといった問題を提起している<sup>58)</sup>。さらに、本判決事案の性質からして、その射程を消費者金融の貸金債権と債務者保護の要請が強く求められる事案まで及ぶと解することも可能となろう<sup>59)</sup>。

射程について、判決時点における民法改正との関係を勘案すれば、既に同条項の廃止を視野に入れて判断されたものと考えれば、民法債権法改正の流れと符合するとの見方もできよう<sup>60)</sup>。

## おわりに

本件Xは消費者金融の借り手であり、そのため、旧貸金業法や利息制限法の理解を前提とする自己の抗弁を認識しないまま、異議をとどめない承諾をしたことについて、とりたてて非難に値し、責を甘受すべき事情は認められない、したがって、責を負わせるのは妥当ではないと、他方、Yは消費者金融業者から債権を譲り受けた同業者であるため、債権譲渡の際に、制限超過部分の元本充当の抗弁を受ける可能性を確認することは、通常の注意義務の範囲と解され、当該義務の懈怠により、抗弁が切断したと信じたとしても、法的保護に値しないとの理解に傾きやすい。

しかし、仮に制限超過部分の支払が発生していることに対する認識が充分とはいえない状況下で、債権譲渡通知を受けた債務者が異議をとどめない承諾をしたとしても、債務者の帰責性を問うのは酷といえ、利息制限法違反の債権につき、これを悪意で譲り受けた者が旧貸金業法43条1項所定の要件を充たすことで、当該弁済が適法となるという期待に対して、無条件に保護を受けると解すべきではない。この考えに照らし、譲受人が取引上要求される注意義務を十分に尽くしたときに限り、抗弁切断の効果が認められるとした判断は、両者の利益の調整の観点からも好ましく妥当と思われる。

Yは善意無過失である場合のみ保護されるとした結論は、前掲最二判平成18.1.13がみなし弁済適用に関して、厳格に判断した姿勢に沿うものと思われる。ただし、例えば、事業者間で多数の債権譲渡を行う中で、僅かな過失が基で譲受人が確認を怠った場合に、異議をとどめない承諾をした債務者からの抗弁主張を許すことは、債権取引の安定を損なうとか<sup>61)</sup>、異議をとどめない承諾をした債務者の側に悪性が認められる場合にも、譲受人に無過失を求めることの妥当性につき、疑問視する意見がみられる<sup>62)</sup>。この点、指名債権譲渡において、善意無過失を譲受人の保護要件とするのが妥当かという問題については、異議をとどめない承諾をした債務者側の利益との均衡から、今後も個別的事情に照らして、詳細かつ慎重な検討が求められよう。

また、民法改正により、異議をとどめないでした承諾による抗弁切断の規定は削除となるものの、以後も債務者が取立て債務を引き受け、あるいは抗弁を放棄する場面が生じることは容易に予想される<sup>63)</sup>。さらに、債務者にこれらの意思表示が認められなかったときでも、一種の矛盾行為（禁反言）となることで、抗弁の援用が遮断されるとする判断が可能となる場面も出てこよう。これらの問題については、時効完成後の債務承認事例と併せ

て今後も検討課題となろう<sup>64)</sup>。

脚注

- 1) 最二判昭和 42.10.27 民集 21 卷 8 号 2161 頁・詳細は遠藤浩「評釈」民研 537 号 28 頁以下、角紀代恵「評釈」百選Ⅱ〔第 7 版〕60 頁以下他参照
- 2) 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第 3 版〕』東京大学出版会 2005 年 236 頁他
- 3) 最大判昭和 39.11.18 民集 18 卷 9 号 1868 頁・詳細は谷口知平「評釈」法時 37 卷 1 号 64 頁、川井健「評釈」法協 91 卷 10 号 88 頁他参照
- 4) 池田真朗『債権譲渡の研究〔増補 2 版〕』弘文堂 2004 年 370 頁
- 5) 池田前掲 4) 420 頁
- 6) 石田剛「評釈」民商 152 卷 4・5 号 59 頁
- 7) 大判大正 5.8.18 民録 22 輯 1657 頁、大判大正 6.10.2 民録 23 輯 1510 頁、詳細は石坂音四郎「債権譲渡の承諾の性質」法学新報 24 卷 4 号 66 頁・同 6 号 25 頁参照
- 8) 詳細は池田前掲 4) 414 頁
- 9) 鳩山秀夫『民法研究 3』岩波書店 1926 年 492 頁、平井宜雄『債権総論〔第二版〕』弘文堂 1994 年 142 頁、我妻榮『新訂債権総論・民法講義Ⅳ』岩波書店 1964 年 538 頁
- 10) 詳細は大工強「評釈」平成 8 年度主要民事判例解説〔判タ臨増 945〕22 頁以下、西尾信一「評釈」銀法 21・41 卷 1 号 56 頁以下他参照
- 11) 山下純司「評釈」ジュリ 1492 号〔平成 27 年度重判解〕78 頁
- 12) 詳細は池田真朗「評釈」判タ 973 号 58 頁以下、西村峯裕「評釈」百選Ⅱ〔第 5 版新法対応補正版〕70 頁以下他参照
- 13) 池田前掲 4) 421 頁
- 14) 北居功「評釈」金法 2049 号 23 頁
- 15) 前掲 1) 最二判昭和 42.10.27、前掲最二判昭和 52.4.8
- 16) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』悠々社 2002 年 446 頁、北居前掲 14) 24 頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第 3 版〕』信山社 2007 年 644 頁
- 17) 淡路剛久『債権総論』有斐閣 2002 年 464 頁、近江幸治『民法講義Ⅳ(債権総論)〔第 3 版補訂〕』成文堂 2009 年 269 頁、奥田前掲 16) 445 頁、小野秀誠『債権総論』信山社 2013 年 397 頁、加藤雅信『新民法大系Ⅲ債権総論』有斐閣 2005 年 316 頁、潮見前掲 16) 643 頁、野山宏「評釈」最高裁判例解説民事篇平成 9 年度(下) 1361 頁、林良平(安永正昭補訂) = 石田喜久雄 = 高木多喜男『債権総論〔第三版〕』青林書院 1996 年 507 頁〔高木多喜男〕
- 18) 詳細は本判決コメント金商 1473 号 19 頁他参照
- 19) 他に福岡地小倉支判昭和 45.8.31 判タ 256 号 27 頁
- 20) 鳩山秀夫『増訂改版日本債権法(総論)』岩波書店 1925 年 360 頁
- 21) 池田前掲 4) 421・444 頁
- 22) 平井前掲 9) 143 頁
- 23) 林他前掲 17) 507 頁〔高木〕
- 24) 加藤前掲 17) 316 頁
- 25) 淡路前掲 17) 464 頁
- 26) 野澤正充『セカンドステージ債権法Ⅱ債権総論』日本評論社 2009 年 223 頁、前田達明『口述債権総論〔第三版〕』成文堂 1993 年 409 頁、詳細は石田前掲 6) 62 頁参照
- 27) 舟橋諄一「評釈」民商 1 卷 3 号 131 頁
- 28) 我妻前掲 9) 538 頁



債務者が異議をとどめないでした指名債権譲渡の承諾と譲受人の主観的要件

- 29) 川井健『民法概論3 債権総論〔第2版補訂版〕』有斐閣2009年264頁, 潮見前掲16) 643頁, 西村信雄編『注釈民法(11) 債権(2)』有斐閣1965年392頁〔明石三郎〕
- 30) 近江前掲17) 270頁
- 31) 内田前掲2) 236頁
- 32) 潮見前掲16) 643頁
- 33) 中田裕康『債権総論〔第3版〕』岩波書店2013年541頁
- 34) 小野前掲17) 397頁
- 35) 北居前掲14) 24頁
- 36) 安達三季生「指名債権譲渡における債務者の異議なき承諾(一)」法学志林59巻3・4号102頁以下, 近江前掲17) 267頁
- 37) 於保不二雄『債権総論〔新版〕』有斐閣1972年317頁以下
- 38) 奥田前掲16) 455頁
- 39) 前掲最二判昭和42.10.27
- 40) 廣瀬孝「評釈」ジュリ1488号101頁
- 41) 最二判平成16.2.20民集58巻2号380頁・詳細は大村敦志「評釈」金融判例研究14号〔金法1716号〕71頁以下, 小野秀誠「評釈」金商1196号57頁以下他参照, 最二判平成18.1.13民集60巻1号1頁・詳細は小野秀誠「評釈」百選Ⅱ〔第7版〕116頁以下, 中田邦博「評釈」銀法21・50巻5号17頁以下他参照
- 42) 山下前掲11) 78頁
- 43) 最二判平成21.2.22民集44巻1号332頁・詳細は伊藤進「評釈」消費者百選158頁以下, 森泉章「評釈」判評382号〔判時1361号〕204頁以下他参照
- 44) 詳細は小野秀誠「評釈」百選Ⅱ〔第5版新法対応補正版〕124頁以下, 佐久間邦夫「評釈」最高裁時の判例〔平成元年～平成14年3〕407頁以下他参照
- 45) 前掲41) 最二判平成18.1.13
- 46) 石田前掲6) 64頁, 山下前掲11) 78頁
- 47) 石田前掲6) 64頁
- 48) 前掲1) 最二判昭和42.10.27
- 49) 詳細は鹿野菜穂子「評釈」民商116巻4・5号267頁以下, 西尾信一「評釈」銀法21・41巻1号56頁以下他参照
- 50) 山下前掲11) 78頁
- 51) 北居前掲14) 25頁
- 52) 北居前掲14) 25頁
- 53) 詳細は石田前掲6) 58頁他参照
- 54) 詳細は北居前掲14) 24頁, 前掲18) コメント19頁以下参照
- 55) 北居前掲14) 25頁
- 56) 若林弘樹「評釈」民事判例Ⅶ2015年後期93頁
- 57) 山下前掲11) 78頁
- 58) 本村健他「評釈」商事法務2079号79頁
- 59) 若林前掲56) 93頁
- 60) 石田前掲6) 71頁, 小野傑「評釈」金法2021号5頁
- 61) 池田真朗「評釈」リマークス53号17頁, 北居前掲14) 25頁他
- 62) 若林前掲56) 93頁
- 63) 池田前掲61) 17頁
- 64) 北居前掲14) 25頁

《主要参考文献》

- 淡路剛久『債権総論』有斐閣 2002 年  
池田真朗『債権譲渡の研究〔増補 2 版〕』弘文堂 2004 年  
内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権〔第 3 版〕』東京大学出版会 2005 年  
近江幸治『民法講義Ⅳ（債権総論）〔第 3 版補訂〕』成文堂 2009 年  
奥田昌道『債権総論〔増補版〕』悠々社 2002 年  
小野秀誠『債権総論』信山社 2013 年  
於保不二雄『債権総論〔新版〕』有斐閣 1972 年  
加藤雅信『新民法大系Ⅲ 債権総論』有斐閣 2005 年  
川井健『民法概論 3 債権総論〔第 2 版補訂版〕』有斐閣 2009 年  
潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第 3 版〕』信山社 2007 年  
中田裕康『債権総論〔第 3 版〕』岩波書店 2013 年  
西村信雄編『注釈民法（11）債権（2）』有斐閣 1965 年  
野澤正充『セカンドステージ債権法Ⅱ 債権総論』日本評論社 2009 年  
鳩山秀夫『増訂改訂日本債権法（総論）』岩波書店 1925 年  
同 『民法研究 3』岩波書店 1926 年  
林良平（安永正昭補訂）＝石田喜久雄＝高木多喜男『債権総論〔第三版〕』青林書院 1996 年  
平井宜雄『債権総論〔第二版〕』弘文堂 1994 年  
前田達明『口述債権総論〔第三版〕』成文堂 1993 年  
我妻榮『新訂債権総論・民法講義Ⅳ』岩波書店 1964 年  
他

評釈・解説として

- 池田真朗・リマックス 53 号 17 頁  
石田剛・民商 152 卷 4・5 号 54～76 頁  
江森史麻子・駒沢法曹 12 号 155～163 頁  
小野傑・金法 2021 号 4～5 頁  
角紀代恵・判例セレクト 2015（Ⅰ）16 頁  
河津博史・銀法 21・59 卷 8 号 64 頁  
北居功・金融判例研究 26 号（金法 2049 号）22～25 頁  
櫻井博子・法学会雑誌（首都大学東京）56 卷 2 号 429～443 頁  
田中壮太・NBL 1058 号（判例紹介プロジェクト）64～66 頁  
中川敏宏・法セ 731 号 112 頁  
廣瀬孝・ジュリ 1488 号 100～102 頁  
藤井徳展・判例評論 688 号（判時 2290 号）209～216 頁  
本村健他・商事法務 2079 号 79 頁  
山岡航・同志社法学 67 卷 7 号 131～151 頁  
山下純司・平成 27 年度重判解（ジュリスト 1492 号）77～78 頁  
若林弘樹・民事判例Ⅶ 2015 年後期 90～93 頁  
他